

資料 3 - 2

平成 22 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱
(厚生労働事務次官通知)

厚生労働省発健1126第13号
平成22年11月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進
臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱という。」）により行うこととされ、平成22年11月26日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施するヒトパピローマウイルスワクチン（以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。）、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン（以下「ヒブワクチン」という。）及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を緊急に促進するため、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して当該予防接種を行う市町村に対して助成することにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について」（平成22年11月26日健発1126第8号厚生労働省健康局長通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額に第4欄に掲げる補助率を乗じる。
 - (2) (1)により算出された額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 補助率
ワクチン接種 緊急促進事業	子宮頸がん予防 ワクチン	68,729,257千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}$	1 / 2
	ヒブワクチン	60,468,012千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1 / 2
	小児用肺炎球菌 ワクチン	86,724,916千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1 / 2
事務費	都道府県分	5,720千円	1 / 2
	市区町村分	881,283千円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}$	1 / 2

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金の造成にあたり、4に掲げる表の第1欄に定める区分間で経費の配分変更を行ってはならない。
- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (6) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の修了後5年間保管しなければならない。
- (7) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (8) 都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。

- (9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (10) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7による交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(3)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成23年4月8日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 10 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

印

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(注)変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
	(円)	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

印

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		円		
合計額				

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

基金造成経費所要額調書

(単位：円)

区分	種目	基準単価 (A)	当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における種目ごとの対象者の和 (B)	全都道府県の平成17年度国勢調査報告における種目ごとの対象者の和 (C)	補助率 (D)	算出額 (A*B/C)*D	交付金所要額
ワクチン接種 緊急促進事業	子宮頸がん予防ワクチン						
	ヒブワクチン						
	小児用肺炎球菌ワクチン						
事務費	都道府県分						
	市町村分						
合 計							

(別紙様式3)

平成 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(都道府県名)

国		都 道 府 県								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 決 付 定 の 額 円	歳 入			歳 出					
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	う ち 交 付 金 相 当 額 円	支 出 済 額 円	う ち 交 付 金 相 当 額 円	
(項) 感染症対策費										
(目) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。